

平成30年3月22日招集

平成30年第4回登米市教育委員会  
3月臨時会議議案

登米市教育委員会

# 平成30年第4回登米市教育委員会

## 3月臨時会議議事日程

日 時 平成30年3月22日(木)

午前9時

場 所 中田庁舎2階 201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言 (開会 午前 時 分)
- 3 教育委員会会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告  
日程第1(報告第7号)登米市教育委員会の組織等の改編について  
日程第2(報告第8号)県費負担教職員の人事評価について
- 4 議 事  
日程第3(議案第13号)登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について  
日程第4(議案第14号)登米市教育委員会事務局職員の人事について
- 5 閉会宣言 (閉会 午 時 分)
- 6 その他  
(1)平成30年度登米市教育委員会定例会等の日程案について  
(2)その他
- 7 散 会 (散会 午 時 分)

## 報告第7号

登米市教育委員会の組織等の改編について

登米市教育委員会の組織等の改編について、別紙のとおり報告する。

平成30年3月22日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信男

## 報告第8号

県費負担教職員の人事評価について

県費負担教職員の人事評価について、別紙のとおり報告する。

平成30年3月22日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信男

# 議案第13号

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第3号の規定により、下記のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年3月22日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信 男

## 記

登米市教育委員会の組織等に関する規則（平成19年登米市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項の表教育総務課の項を削る。

別表第1中

「

(21) その他他の課及び係に属さないこと。
(22) 課の庶務に関すること。

を

」

「

(21) 市立学校の再編に関すること。
(22) その他他の課及び係に属さないこと。
(23) 課の庶務に関すること。

に改め、

」

「

教育 企画 室	教育 企画 係	(1) 市立学校の再編計画に関すること。
		(2) 幼稚園及び保育所の一元化に関すること。
		(3) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの一元化に関すること。
		(4) コミュニティスクールの推進に関すること。
		(5) 市立学校の学級編制及び教職員定数に関するこ

を 削  
り、

		と。
		(6) 県費負担教職員の人事の内申及び服務に関する こと。
		(7) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関すること。
		(8) 教職員の研修及び研究に関すること。
		(9) 学校統計に関すること。
		(10) 協働教育に関すること。

」

「

(2) 県費負担教職員の職員団体に関すること。
(3) 県費負担教職員等の福利厚生及び研修に関する こと。
(4) 市立学校の児童及び生徒の安全衛生に関する こと。
(5) 日本スポーツ振興センターに関すること。
(6) 市立幼稚園に関すること。
(7) 私立幼稚園の奨励に関すること。
(8) 市立学校の通学区域の指定に関すること。
(9) 通学及び通園バスの運行に関すること。
(10) 教科用図書採択及び教材に関すること。
(11) 校長会議に関すること。
(12) 学校の財務、物品の出納・経理事務の指導及び 検査に関すること。
(13) 就学援助費及び奨励費に関すること。
(14) 学校事務の共同実施に関すること。
(15) その他学校教育に関すること。
(16) 課の庶務に関すること。

を

」

「

(2) 県費負担教職員の人事の内申及び服務に関する こと。
(3) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関すること。

(4) 県費負担教職員の職員団体に関する事
(5) 県費負担教職員等の福利厚生及び研修に関する事
(6) 市立学校の児童及び生徒の安全衛生に関する事
(7) 日本スポーツ振興センターに関する事
(8) 市立幼稚園に関する事
(9) 幼稚園の再編に関する事
(10) 私立幼稚園の奨励に関する事
(11) 市立学校の通学区域の指定に関する事
(12) 通学及び通園バスの運行に関する事
(13) 教科用図書採択及び教材に関する事
(14) 校長会議に関する事
(15) 学校の財務、物品の出納・経理事務の指導及び検査に関する事
(16) 就学援助費及び奨励費に関する事
(17) 学校事務の共同実施に関する事
(18) その他学校教育に関する事
(19) 課の庶務に関する事

に、

(2) 学習効果の評価に関する事
(3) 児童・生徒の就学及び幼児の就園に関する事
(4) 教育相談に関する事
(5) 語学指導助手に関する事
(6) 特別支援教育に関する事
(7) 障害児就学指導委員会に関する事
(8) いじめ防止対策に関する事
(9) 学校における問題行動等への対応に関する事
(10) 食育に関する事
(11) 教育研究所の運営に関する事
(12) けやき教室の運営に関する事
(13) 学校教育機関との連携・調整に関する事
(14) 教育研究団体の育成及び指導に関する事

を

「

(2) 市立学校の学級編成及び教職員定数に関する こと。
(3) 学習効果の評価に関すること。
(4) 児童・生徒の就学及び幼児の就園に関する こと。
(5) 学校統計に関すること。
(6) 教育相談に関すること。
(7) 語学指導助手に関すること。
(8) 特別支援教育に関すること。
(9) 障害児就学指導委員会に関すること。
(10) いじめ防止対策に関すること。
(11) 学校における問題行動等への対応に関す ること。
(12) コミュニティスクールの推進に関する こと。
(13) 協働教育に関すること。
(14) 食育に関すること。
(15) 教育研究所の運営に関すること。
(16) けやき教室の運営に関すること。
(17) 教職員の研修及び研究に関すること。
(18) 学校教育機関との連携・調整に関する こと。
(19) 教育研究団体の育成及び指導に関する こと。

に、

「

(15) その他生涯学習の推進に関する こと。
(16) 課の庶務に関すること。

を

「

(15) 放課後子ども教室に関する こと。
(16) その他生涯学習の推進に関する こと。
(17) 課の庶務に関すること。

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第14号

### 教育委員会事務局職員の人事について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第5号の規定により、別添のとおり発令することについて議決を求める。

平成30年3月22日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信男